

## 審査、採点及び選定方法について

### I 堺市都市緑化センター指定管理署候補者に係る審査方法 ＜面接審査（第2次審査）の方法等について＞

#### 1 審議内容

公募を行った施設に関し、書類審査（第1次審査）に合格した団体に対する面接を行い、最終的に指定管理者候補者を選考する。

#### 2 スケジュールについて

団体のプレゼンテーション	} 第1次合格団体ごと繰り返す
質疑応答	
採点者の意見交換	
採点集計	
指定管理者候補者を選定	

#### 3 面接審査について

##### (1) プレゼンテーション 10分

各団体は、自由に自らの団体の紹介、過去の実績や事業計画についてのアピールを行う。

時間厳守とし、時間がくれば強制終了とする。

##### (2) 質疑応答 30分程度

各申請書類やプレゼンテーションの内容等に基づき、質疑応答を行うが、「共通質問項目」の質問は、どの団体に対しても行い、その後は各採点者が質問を行う。

時間がくれば、現在発言の方には、発言内容をまとめていただき、その後は委員長が状況に応じて進行する

#### 4 各応募団体の面接出席者について

- (1) 各団体の代表者又は責任ある役職者に出席を依頼する。
- (2) 各団体の面接出席者は5名以内とする。
- (3) 各団体から、事前に出席者についての報告をさせる。  
(報告内容・・・団体名、氏名、役職、所属、連絡先)
- (4) (1)～(3)については、面接団体が共同企業体等の場合も同様とする。



### Ⅲ 堺市都市緑化センター指定管理署候補者に係る選定方法

#### 1 書類審査（第1次審査）

- (1) 応募書類の内容に関して、比較検討及び審議を深めるために、意見交換等を行った後、委員長を除く各委員の審査表の書類審査の採点を合計し、合計点の上位3団体を合格とし、面接審査の対象とする。
- (2) 合計点の上位から3番目の団体が複数ある場合は、その団体までを合格とし、面接審査の対象とする。
- (3) 応募が3団体以下の場合は、全団体を面接審査の対象とする。  
この場合、書類審査の採点合計は、面接審査当日に行うこととする。
- (4) 書類審査の日に委員が欠席した場合は、書類審査の合計点を400点満点に調整する。  
なお、調整後の点数は、小数点以下を切り捨てる。
- (5) 委員会の日欠席する委員は、各応募団体に対する意見を、書類審査の参考として、あらかじめ書面で委員会に提出することができる。  
委員長は、提出された書面を委員会当日、各委員に配付することとする。

#### 2 面接審査（第2次審査）

- (1) 面接審査は、応募書類の提出順に行う。
- (2) 全ての団体の面接終了後、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を踏まえ、比較検討及び審議を深めるために、意見交換等を行う。
- (3) 意見交換等の後に、委員長を除く各委員が、採点を行う。
- (4) 面接審査の日に委員が欠席した場合は、面接審査の合計点を400点満点に調整する。  
なお、調整後の点数は、小数点以下を切り捨てる。

#### 3 指定管理者候補者の選定方法

- (1) 書類審査の合計点と面接審査の合計点を合計し、最終合計点が最上位の団体を指定管理者候補者と決定する。
- (2) 最終合計点が満点の60%以上に達した団体が無い場合は、適格者なしとする。
- (3) 最終合計点の最上位の団体が複数ある場合は、委員ごとに、書類審査と面接審査の合計点数が、最上位の団体を順位点2点、2番目の団体を順位点1点、その他の団体を順位点0点とし、その順位点合計が最上位の団体を候補者と決定する。  
それでもなお、最上位の順位点合計が複数となった場合は、審議のうえ、委員会において、審査表中、特に重視する項目（複数可）を決定し、各委員のその項目の点数を合計し、最上位の団体を候補者と決定する。